小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第８号

徳島県板野郡藍住町矢上字原133番地８
再生債務者　長江　博明
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年12月25日　徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による免責決定

平成２４年（モ）第１４７号

兵庫県川西市霞ヶ丘１丁目２番10号、認可決定時の住所兵庫県川西市栄根１丁目４番10号
再生債務者　馬尻　幸子
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年12月25日　神戸地方裁判所伊丹支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１０００２号

長崎県雲仙市南串山町甲2229番地５
再生債務者　三宅　和徳
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年１月11日まで
平成24年12月26日
長崎地方裁判所島原支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第２号

大分市大字三芳1207番地の４
再生債務者　甲斐　裕二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月25日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再ロ）第４号

大阪府泉佐野市鶴原1007番地の６
再生債務者　東堅真佐彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月21日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年１月九日
東京都豊島区東池袋五丁目三八番七号
合同会社明晃マネジメントオフィス
代表社員　松嶌　建二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年１月九日
北海道目梨郡羅臼町栄町１〇〇番地四〇
有限会社丸魚浜田商店
代表取締役　浜田　次臣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年１月九日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三三七番地一　有限会社シュウエイスタッフ
代表取締役　小泉　英明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金１千万円減少して金１千万円とし、減少額全額を資本準備金に振り替えることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の要旨は平成二十四年十一月二十七日付官報号外第二八〇号二一七頁に公告しております。
平成二十五年１月九日
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目三三番１２号
株式会社タンク
代表取締役　増田　紀彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し五百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十五年二月十二日であり、株主総会の決議は、平成二十四年十二月十三日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年１月九日
香川県三豊市三野町吉津甲四〇二番地
有限会社ＧＰイズム
代表取締役　和泉　正美

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年１月三十１日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式１株を九千三百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。
平成二十五年１月九日
東京都新宿区西新宿三丁目二番七号
株式会社イマックビーシー
代表取締役　今橋　徹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年１月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十五年１月九日
東京都千代田区神田錦町三丁目一六番地
大洋電機株式会社
代表取締役　山田　信三

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年１月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十五年１月九日
新潟県妙高市国賀１丁目二番七号
株式会社菱元屋
代表取締役　樗澤　範明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年１月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十五年１月九日
福岡県福岡市城南区長尾五丁目一二番二〇号
ユタカ機工株式会社
代表取締役　羽根　正治

株式交換につき株券等提出公告

当社は、エスエスホールディングス株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券（提出対象となる新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、効力発生日である平成二十五年二月十一日までに当社にご提出下さい。
平成二十五年１月九日
富山県下新川郡入善町青木五七七七番地
シロウマサイエンス株式会社
代表取締役　濵田　哲郎

社債権者集会決議認可公告

平成二十四年十二月五日午前十一時〇〇分開催の渦潮電機株式会社第一回転換社債型新株予約権付社債（（旧第一回無担保転換社債）以下、「本社債」といいます。）の社債権者集会における左記決議について平成二十四年十二月十七日に松山地方裁判所の認可決定（平成二十四年（ヒ）第六号）を得ましたので公告いたします。
記
本社債の全部についてする株式への転換請求終期の延長および最終償還期限の延長の件
（変更内容の要約）
本社債の株式への転換請求期間の終期を平成二十五年三月三十日から平成三十五年三月三十日とし、その最終償還期限を平成二十五年三月三十一日から平成三十五年三月三十一日とする。
平成二十五年１月九日
愛媛県今治市大西町九王甲一五一〇番地
渦潮電機株式会社
代表取締役　小田　雅人